

簡易な収入見込額の申立書

【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「令和5年度土浦市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)申請書兼請求書」と一緒に提出してください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック(☑)してください。

食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者(③-1、③-2で所得が高い方)が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 年 月												円	注意事項	
収入	給与収入【A】													※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書等の収入額が分かる書類を提出してください。
	事業収入又は不動産収入【B】													※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿等の収入額が分かる書類を提出してください。
	年金収入【C】													※公的年金収入(非課税を除く。)がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等の支給額が分かる書類を提出してください。
収入合計額【A+B+C】														※青枠の収入額の合計額を記入してください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については、記入不要です。

↓ ×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額(申請者)													円
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 年 月 (※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください。)												円	注意事項	
収入	給与収入【A】													※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書等の収入額が分かる書類を提出してください。
	事業収入又は不動産収入【B】													※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿等の収入額が分かる書類を提出してください。
	年金収入【C】													※公的年金収入(非課税を除く。)がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等の支給額が分かる書類を提出してください。
収入合計額【A+B+C】														※青枠の収入額の合計額を記入してください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については、記入不要です。

↓ ×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額(配偶者等)													円
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

④ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額													円
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- ※ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
- ※ 非課税相当収入限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」に当てはまる金額を記入してください。
- ※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の場合は、非課税相当収入限度額を204.3万円としてください。
- ※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 夫(婦)子1人	147.9万円
3人 夫(婦)子1人	189.9万円
4人 夫(婦)子2人	235.5万円
5人 夫(婦)子3人	281.5万円
6人 夫(婦)子4人	327.1万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
 ・申請者本人
 ・同一生計配偶者(前年の収入金額103万円以下の者)
 ・扶養親族(16歳未満の者も含む。)

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額の申立書」(水色)の要件を満たすことにより、支給の対象となる場合があります。

(次ページに続きます。)

